

中間省略登記とは、不動産の所有権の移転登記を複数回行う代わりに、一度で済ませる方法です。通常、不動産売買では所有権が移転するたびに登記を行いますが、中間省略登記ではあらかじめ所有権が直接移転することが分かっている場合、中間の所有権移転登記を省略して最終的な取得者に直接所有権を移転させることができます。この方法を利用することで、節税やコスト・手間の削減が可能です。

中間省略登記のメリットには以下の点があります：

- ✦ **登録免許税や不動産取得税の節税効果：** 通常の登記では2回分の税金がかかりますが、中間省略登記を利用することで税金を削減できます。
- ✦ **売買代金の秘匿：** 契約書は別個に作成されるため、第三者に売買代金が知られることはありません。

ただし、中間省略登記には注意点もあります。正しい取引経過が登記に反映されない可能性や、所有権移転登記が完了するまでに時間がかかることがあります。また、法務局の見解によって中間省略登記が認められているかには注意が必要です。

中間省略登記は、日本の法制度に特有のものであり、他の国々では一般的にはあまり用いられていません。日本以外の国々では、不動産の所有権移転については通常の登記手続きが行われることが一般的です。

しかし、各国の法制度は異なるため、具体的な国々での中間省略登記の実施状況については、個別に調査する必要があります。

世界的には、不動産の取引においては、通常の登記手続きが行われることが一般的であり、中間省略登記は特定の国や地域に限られています。